

1. 目的

医療事故防止の重要性に鑑み、医療安全対策および医療事故発生時の対応等において、医療安全管理体制を確立し、適正かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 医療安全管理に関する基本的な考え方

良質、最新の医療を提供することを目的とし、安全、安心な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。

病院長のリーダーシップのもと、医療安全管理委員会、医療安全管理室、各部門・各部署小委員会を中心とし、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供し、全職員の積極的な安全対策の取り組みを要請することにより、医療安全管理の強化充実を図る。

3. 組織体制

1) 委員会

医療安全管理委員会は「医療安全管理委員会規程」に基づいて運営される。

2) 医療安全管理室

医療安全管理室は「医療安全管理室規程」に基づいて運営される。

4. 医療安全に係る安全管理のための職員の教育と研修

医療安全に関する基本的な考え方や医療事故防止のための具体的方策の周知徹底及び医療事故発生時の対応等の習熟を目的とした職員研修を計画し、定期的を開催する。全職員対象の医療安全研修会（年2回）を含め、経験年数と職種別の研修も年間計画として年度始めに周知する。

5. 事故報告等の医療に係る安全確保を目的とした改善方策

- 1) インシデントあるいはアクシデントが発生した場合は、速やかに報告チャートに従い報告する。（緊急口頭報告・インシデントレポートにての報告）
- 2) 報告されたレポートは、小委員会、医療安全管理室で分析・評価し、医療安全管理委員会に再発防止のための改善策（マニュアルや手順書）や注意喚起事例を提言・報告する。
- 3) 医療安全管理委員会は、医療安全管理室からの提言・報告について病院としての安全確保のための方策を決定し、病院職員に周知する。
- 4) 重要な事例については、医療安全管理室が介入し、根本原因分析（RCA: root cause analysis）を実施し認識の共有化を推進する。

6. 医療事故発生時の対応

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には可能な限り、先ず病院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

医療事故等の具体的対応については「インシデント発生時の対応」に従う。

7. 医療従事者と患者との間の情報共有および取組事項の閲覧

患者・家族からの医療の安全管理および安全対策等についての質問等があれば積極的に情報を開示し、患者との情報の共有に努めるとともに、当院の医療安全に関する取り組みを正面玄関に掲示する。

8. 患者からの相談への対応

患者・家族からの相談に適切に応じる体制を確保するために、患者相談窓口にて相談対応し、医療安全管理室と連携を図る。

附則

平成16年7月8日施行

令和2年5月改訂 第5版